



熊本県公報

号外 第33号
令和5年(2023年)
12月13日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則…………… (薬務衛生課) 1
- 熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則…………… (//) 4
- 理容師法施行細則の一部を改正する規則…………… (//) 14
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則…………… (//) 16
- 熊本県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則…………… (//) 18
- 熊本県興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (//) 19
- 熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則…………… (//) 22
- 熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (健康危機管理課) 22

規 則

熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第39号

熊本県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
熊本県クリーニング業法施行細則(昭和32年熊本県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「省令第2条の2第1項」を「省令第2条の2第1項の規定による営業者の地位の承継届出書の様式は、別記第2号様式の3及び別記第2号様式の4とし、省令第2条の3第1項」に、「第2条の3第1項」を「第2条の4第1項」に、「第2条の4第1項」を「第2条の5第1項」に、「別記第2号様式の3」を「別記第2号様式の5」に、「別記第2号様式の4」を「別記第2号様式の6」に改める。

別記第2号様式の4中「承継届出書」を「承継届出書(相続、合併、分割)」に改め、同様式を別記第2号様式の6とし、別記第2号様式の3中「承継届出書」を「承継届出書(相続、合併、分割)」に改め、同様式を別記第2号様式の5とし、別記第2号様式の2の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式の3(第3条関係)

営業者(クリーニング所)の地位の承継届出書(譲渡)

年 月 日

熊本県 保健所長様

届出者の住所 郵便番号 ー
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名
(法人にあつては、名称)

届出者の生年月日
(法人にあつては、代表者の氏名)

下記のとおり譲渡により営業者(クリーニング所)の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

譲渡人の住所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

譲渡人の氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日

- 3 クリーニング所の名称及び所在地

クリーニング所の名称

クリーニング所の所在地

- 4 現に受けているクリーニング所開設検査確認証番号及びその確認年月日

- (備考) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
2 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付してください。

別記第2号様式の4(第3条関係)

営業者(無店舗取次営業)の地位の承継届出書(譲渡)

年 月 日

熊本県 保健所長様

届出者の住所 郵便番号 ー
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名
(法人にあつては、名称)

届出者の生年月日
(法人にあつては、代表者の氏名)

下記のとおり譲渡により営業者(無店舗取次営業)の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

譲渡人の住所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

譲渡人の氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

- 2 譲渡の年月日

- 3 無店舗取次店の名称

- 4 無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号

- (備考) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
2 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県クリーニング業法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第40号

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

熊本県旅館業法施行細則（昭和34年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第3条の2第1項」を「法第3条の2第1項の規定による旅館業の譲渡の承認の申請は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（別記第2号様式の2）により行うものとし、法第3条の3第1項」に、「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、「旅館業営業承継承認申請書」の次に「（合併、分割、相続）」を加え、「別記第2号様式の2」を「別記第2号様式の3」に改め、同条第2項第2号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法第3条の2第1項の規定による申請 次に掲げる書類

ア 旅館業の譲渡を証する書類

イ 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

第5条第3項中「別記第2号様式の3」を「別記第2号様式の4」に改める。

第5条の2中「又は法第3条の3第1項の承認」を「、第3条の3第1項の承認又は法第3条の4第1項の承認」に、「別記第2号様式の4」を「別記第2号様式の5」に改める。

第8条中「第4条の2第2号」を「第4条の2第3項第2号」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

(第1面)

旅館業許可申請書			
申請者	住所 〔法人の場合は主たる 事務所所在地〕	〒 (電話)	
	氏名 〔法人の場合は名称 及び代表者氏名〕	年 月 日生	
営業施設の名称		(管理者氏名)	
営業施設の所在地		〒 (電話)	
旅館業の種類別		旅館・ホテル 簡易宿所 下宿 ※季節的に営業する場合(月 日～ 月 日)	
法第3条第2項各号該当の有無		有・無	有の場合 その内容
上記のとおり経営したいので旅館業法第3条第1項の規定により申請します。 年 月 日 熊本県 保健所長 様			

熊本県収入証紙貼付欄	

現地調査	調査年月日	年 月 日	調査意見
	調査員職氏名		

(第3面)

入浴施設		設置階()		区分		男		女		項目		区分		男		女			
項目	面積	m ²		m ²		有		無		項目		有		無		有		無	
		更衣室	採光(窓)	有	無	有	無	有	無	有	無	洗面場の面積	m ²		m ²				
	照明設備	有	無	有	無	有	無	有	無	洗面場の床の構造									
	換気の方法	窓・湯気抜き・機械装置		窓・湯気抜き・機械装置						採光(窓)	有	無	有	無	有	無	有	無	
使用水	浴槽水	水道水・井戸水・温泉 その他()								照明設備	有	無	有	無	有	無	有	無	
	上がり用	水道水・井戸水・温泉 その他()								換気の方法	窓・湯気抜き・機械装置		窓・湯気抜き・機械装置						
貯湯槽	構造	有(m ³)		無						湯栓の数									
	加温設定			(°C)						水栓の数									
循環式浴槽関連	原湯・原水の補給構造									シャワーの数									
	ろ過器	有		無						気泡発生装置等の空気取入口の構造									
	構造									サウナ室	床面・内壁及び天井の構造								
	処理能力										蒸気・熱気の放出構造								
	集毛器	有		無							温度調整設備	有	無	有	無	有	無	有	無
	設置位置									温湿度計	有	無	有	無	有	無	有	無	
	循環水の補給構造									非常用プザー	有	無	有	無	有	無	有	無	
	消毒装置	有		無						室内を見通せる窓	有	無	有	無	有	無	有	無	
	設置位置									出入口の接続場所									
	回収槽	有		無						屋外浴場	屋外から見通すことができない構造	有	無	有	無	有	無	有	無
構造									屋内浴槽との接続		有	無	有	無	有	無	有	無	
気泡発生装置等の構造									洗い場	有	無	有	無	有	無	有	無		
打たせ湯・シャワーの構造									男		女								
	面積	m ²		材質		手すり	階段	面積	m ²		材質		手すり	階段					
	1					有	無	有	無					有	無	有	無		
	2					有	無	有	無					有	無	有	無		
	3					有	無	有	無					有	無	有	無		
	4					有	無	有	無					有	無	有	無		
	5					有	無	有	無					有	無	有	無		
	6					有	無	有	無					有	無	有	無		
変更事項	年月日	届出事項		担当者		年月日	届出事項		担当者										

備考 1 申請者は、太線の枠内のみ記入してください。

2 添付書類

- (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 営業施設を中心とした半径おおむね100メートル以内の区域の見取図
- (3) 敷地内における建物の配置図並びに各室の設備、配置、用途及び面積を表示した平面図
- (4) 入浴施設内の更衣室、浴室、浴槽等の施設及び面積を表示した平面図並びに給湯、給水及び排水の系統を表示した平面図
- (5) 浴槽の構造(レジオネラ症防止条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の付設状況を含む。)の概略図
- (6) 建築基準法第7条第5項の規定により建築主事等が交付する検査済証の写し
- (7) その他保健所長が必要と認める書類

別記第2号様式の4を削り、別記第2号様式の3を別記第2号様式の4とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の5(第5条の2関係)

旅館業営業承継承認書

熊本県指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日生

譲受人

住 所
氏 名

年 月 日生

譲渡人

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法(昭

第3条の2第1項

和23年法律第138号) 第3条の3第1項 の規定により次のとおり承認します。

第3条の4第1項

年 月 日

熊本県 保健所長 印

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

熊本県収入証紙貼付欄

調 査 意 見

- 備考 1 申請者は、太線の枠内のみ記入してください。
- 2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
- 3 添付書類
- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
 - (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

別記第2号様式の3(第5条関係)

旅館業営業承継承認申請書 (合併、分割、相続)			
申 請 者	住 所 〔法人の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の主たる事務所の所在地〕	〒	
	氏名及び生年月日 〔法人の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称及び代表者の氏名〕		(電話)
	被相続人と の続柄		年 月 日生
被相続人 〔法人の場合は、合併により消滅する法人又は分割前の法人〕	住 所 〔法人の場合は、合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地〕	〒	
	氏 名 〔法人の場合は、合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び代表者の氏名〕		
相続開始年月日(法人の場合は、合併又は分割の予定年月日)			年 月 日
営業施設の名称	(管理者氏名)		
営業施設の所在地	〒	(電話)	
旅館業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿 ※季節的に営業する場合 (月 日～ 月 日)		
法第3条第2項各号該当の有無	有・無	有の場合 その内容	
<p>上記のとおり営業者の地位を承継したいので、旅館業法 第3条の3第1項 第3条の4第1項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 熊本県 保健所長 様</p>			

熊本県収入証紙貼付欄

調 査 意 見

- 備考 1 申請者は、太線の枠内のみ記入してください。
- 2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
- 3 添付書類
- (1) 法人の合併等による申請にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 相続による申請にあつては、次に掲げる書類
- ア 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により旅館業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第6条関係)

旅 館 業 変 更 届	
氏 名 〔法人の場合は名称〕 及び代表者氏名〕	年 月 日生
営業施設の名称	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
<p>上記のとおり変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届けます。</p> <p>年 月 日 熊本県 保健所長 様</p>	

現 地 調 査	調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 意 見	
	調 査 員 職 氏 名			

備考 1 届出者は、太線の枠内のみ記入してください。

2 添付書類

- (1) 法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名の変更の場合にあつては、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項第2号に掲げる履歴事項証明書
- (2) 施設の構造設備の変更の場合にあつては、その概要が分かる図面
- (3) その他保健所長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県旅館業法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県旅館業法施行細則（以下「新規則」という。）の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている承認書は、新規則の規定により交付された承認書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第41号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和39年熊本県規則第47号）の一部を次のように改正する。
別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第6条関係)

理容所開設者の地位の承継届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

届出者住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

下記のとおり理容所開設者の地位を承継したので、理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の3第2項の規定により届け出ます。

記

1 承継の原因となった事実

譲渡 ・ 相続 ・ 法人の合併 ・ 法人の分割

2 営業を譲渡した者又は被相続人の氏名及び住所(法人にあつては、営業を譲渡した法人、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

3 譲渡の年月日、相続開始の年月日又は法人の合併若しくは分割の年月日

4 理容所の名称及び所在地

5 現に受けている理容所開設検査確認証番号及びその年月日

6 生年月日及び相続にあつては被相続人との続柄(個人の場合に限る)

年 月 日生
続柄()

備考

- 1 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
- 2 承継の原因となった事実が譲渡の場合は、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- 3 承継の原因となった事実が相続の場合は、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 4 承継の原因となった事実が合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の理容師法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第42号

美容師法施行細則の一部を改正する規則
美容師法施行細則（昭和39年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。
別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第6条関係)

美容所開設者の地位の承継届出書

年 月 日

熊本県 保健所長様

届出者住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

下記のとおり美容所開設者の地位を承継したので、美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 承継の原因となった事実

譲渡 ・ 相続 ・ 法人の合併 ・ 法人の分割

2 営業を譲渡した者又は被相続人の氏名及び住所(法人にあつては、営業を譲渡した法人、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

3 譲渡の年月日、相続開始の年月日又は法人の合併若しくは分割の年月日

4 美容所の名称及び所在地

5 現に受けている美容所開設検査確認証番号及びその年月日

6 生年月日及び相続にあつては被相続人との続柄(個人の場合に限る)

年 月 日生
続柄()

備考

- 1 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
- 2 承継の原因となった事実が譲渡の場合は、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- 3 承継の原因となった事実が相続の場合は、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 4 承継の原因となった事実が合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の美容師法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第43号

熊本県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

熊本県公衆浴場法施行細則（昭和50年熊本県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「施行規則」を「施行規則第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場業営業承継届書（譲渡）（別記第2号様式の2）」とし、「施行規則」に改め、「公衆浴場業営業承継届書」の次に「（相続、合併、分割）」を加え、「別記第2号様式の2」を「別記第2号様式の3」に改め、同条第2項中「別記第2号様式の3」を「別記第2号様式の4」に改める。

別記第2号様式の3を別記第2号様式の4とし、別記第2号様式の2中「公衆浴場業営業承継届書」を「公衆浴場業営業承継届書（相続、合併、分割）」に、「公衆浴場法」を「営業者の地位を承継したので、公衆浴場法」に改め、同様式を別記第2号様式の3とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2(第4条の2関係)

公衆浴場業営業承継届書(譲渡)		
届出者 (譲受人)	住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	電話
	氏名及び生年月日 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	年 月 日生
譲渡人	住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	
譲渡年月日		年 月 日
公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		電話
公衆浴場に係る許可番号		
<p>営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊本県 保健所長 様</p>		

備考 添付書類

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

附 則

- 1 この規則は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日(いずれか遅い日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県公衆浴場法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第44号

熊本県興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県興行場法施行条例施行規則（昭和59年熊本県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「興行場営業承継届出書」の次に「（譲渡）」を、「別記第3号様式）」の次に「及び興行場営業承継届出書（相続、合併、分割）（別記第3号様式の2）」を加え、同条第2項中「書類は」の次に「、譲渡の場合にあっては営業の譲渡が行われたことを証する書類」を加える。

別記第3号様式中「興行場営業承継届出書」を「興行場営業承継届出書（相続、合併、分割）」に、「興行場法」を「営業者の地位を承継したのもので、興行場法」に改め、同様式を別記第3号様式の2とし、別記第2号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式(第4条関係)

興 行 場 営 業 承 継 届 出 書 (譲渡)	
(届 受 出 人 者)	住 所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地) 電話
(譲 渡 人 者) (興 行 場 営 業 を 譲 渡 し た 者)	氏 名 及 び 生 年 月 日 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
	住 所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
	年 月 日 生
	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
	年 月 日
興 行 場 の 名 称	
興 行 場 の 所 在 地	電話
興 行 場 に 係 る 許 可 番 号	
営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により上記のとおり届け出ます。 年 月 日 熊本県 保健所長 様	
備考 添付書類	
(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類 (2) 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し	

附 則

- 1 この規則は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県興行場法施行条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第45号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号イ中「より」の次に「必要な報告を求め、」を、「臨検検査」の次に「をさせ、」を加え、同項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。
生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。第11号及び第17号において「改正法」という。）附則第5条第2項の規定により調査を行うこと。
第1条第1項第4号ウ中「命じ、及び」を「求め、又は」に改め、同項第5号中ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、同号ウ中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。
イ 法第3条の2第1項の規定により営業者の地位の承継の承認をすること。
第1条第1項第11号に次のように加える。
ク 改正法附則第8条第2項の規定により調査を行うこと。
第1条第1項第17号中キをクとし、カの次に次のように加える。
キ 改正法附則第9条第2項の規定により調査を行うこと。
第2条第1項第1号イ中「より」の次に「必要な報告を求め、」を、「臨検検査」の次に「をさせ、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第46号

熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年熊本県規則第53号）の一部を次のように改正する。
別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第5条関係)

承 継 届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

地位を承継した年月日		年 月 日
食鳥処理場	名 称	
	所 在 地	
承 継 の 種 別		譲渡 相続 合併 分割
法第5条第1項各号の該当の有無		有 無

添付書類

- 1 地位を承継した事実を証する書面
- 2 法人にあつては、登記事項証明書
- 3 食鳥処理事業許可証

附 則

- 1 この規則は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備

- を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。